

## 令和3年度春～夏学期末試験問題（筆記試験）

|       |          |         |       |
|-------|----------|---------|-------|
| 試験科目名 | 民事訴訟法応用1 | 教員名（署名） | 名津井吉裕 |
|-------|----------|---------|-------|

次の〔事例〕を読んで、〔設問〕（１）から（３）に答えなさい。なお、各設問は独立したものとして解答すること。

### 〔事例〕

Xは、市街地に宅地80坪を所有していたところ、平成28（2016）年8月25日、Yに対し、甲地のうち30坪（以下、「本件借地」という）を賃料月額10万円、同年8月25日より10年間の約定で賃貸した。Yは、本件借地上に家屋を所有し、本件借地を除く甲地の残余の宅地には、Xの父Aが家屋を所有していた。

甲地は、平成29（2017）年8月3日、土地区画整理事業における換地処分により、約60坪に減歩された乙地となった。Yはこれに先立ち、換地予定地が発表されると、Xに無断で本件借地上に所有する家屋を換地予定地である乙地に移築し、乙地の大半を独占的に使用するに至った。Aはかねて自宅を改築して駐車場付きの喫茶店を開業しようと計画していたが、Yの家屋が主要道路に接する形で移築されたこともあり、実現可能性が疑われる状況になった。Xはこの状況を知ってYに抗議し、Yの家屋をXが指定する乙地内の特定場所に減歩率に応じて縮小した形で移築するように求めたが、交渉は決裂した。

そこでXは、平成30（2018）年11月8日、Yに対して家屋収去土地明渡しを求める訴えをP地裁に提起した（以下、「前訴」という）。前訴においてYが争う姿勢を崩さなかったため、Xは、訴訟を続けても時間の浪費になると考え、令和元（2019）年11月1日に開催された口頭弁論期日において、Yとの間で次のような和解契約（以下、「本件和解」という）を締結し、これにより前訴は終了した。

① Xは、乙地のうちYが現在家屋を所有して占有している敷地を含む30坪（本件借地）をYに対し3000万円で売り渡すこと。

② Yは、第①条の売買代金3000万円を三分割し、次の期限までにX宅に持参し又はX指定の銀行口座に振り込んでXに対して支払うこと。

(A) 1000万円を令和2（2020）年1月末日限り

(B) 1000万円を同年8月末日限り

(C) 1000万円を令和3（2021）年1月末日限り

③ Xは、第①条の売買代金3000万円の完済と同時に、第①条の30坪（本件借地）を分筆したうえ、Yに対して所有権移転登記手続をすること。

④ 訴訟費用は各自が負担すること。

⑤ XとYの間には、上記以外に何ら権利義務関係が存在しないこと。

ところが、Yは、本件和解の第②条(A)の1000万円を期限の通りに支払わなかった。そこでXは、Yに対し、令和2（2020）年7月30日付け内容証明郵便により第②条

(A) の 1 0 0 0 万円を同年 8 月 1 1 日までに支払うこと、もし同日までに支払わない場合、本件和解を解除する旨の催告並びに条件付き解除の意思表示をした。この郵便は翌日には Y に到達したが、Y は同年 8 月 1 1 日の期限までに上記 1 0 0 0 万円を支払わなかった結果、同年 8 月 1 1 日、本件和解の解除の意思表示が効力を生じた。

以上の経緯から、令和 2 年 1 0 月 1 2 日、X は、(イ) 本件訴訟上の和解が有効に成立したことにより、本件借地の所有権は Y に移転し、混同により Y の賃借権は消滅したこと、

(ロ) Y が本件和解によって負担した売買代金債務を履行しなかったため、X は本件和解を解除したこと、(ハ) Y の債務不履行によって和解契約が解除されたような場合、和解条項中に特段の定めがなくとも、いったん消滅した Y の賃借権は復活しないこと、を理由として、Y に対し、所有権に基づく家屋収去土地明渡請求訴訟を提起した（以下、「後訴」という）。これに対し、Y は、本案前の答弁として、後訴は二重起訴にあたるとして「原告の訴を却下する。」旨の判決を求めた。他方、Y は、かりに X の訴えが適法である場合に備えて、

「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求めた。すなわち、Y は、本件借地の換地となる乙地内の 3 0 坪を現在占有していることを認めたうえで、X の請求を棄却すべき理由として、(ニ) 本件和解には確定判決と同一の効力がある以上もはやこれを解除する余地はないから、X の解除は無効である、(ホ) 本件和解の第②条 (A) の 1 0 0 0 万円は、本件借地の売買代金の一部であり、その支払いは本件借地の引渡しと同時に履行の関係にあるところ、X は、本件借地の引渡義務の履行の提供（本件借地には Y 以外に賃借権を主張する者が存在するため、その賃借権を放棄等させたうえで Y に引き渡すこと）をしておらず、履行の提供がないまま行われた支払いの催告には効力がない以上、履行遅滞もあり得ないから、X による本件和解の解除は無効である、(ヘ) かりに本件和解の解除が有効だとしても、本件借地は本件和解によって売買されたものであるから、売買契約が解除された場合には売買前の状態に復帰し、Y の賃借権が復活するため、本件借地の換地となる乙地内の 3 0 坪について Y は当然に賃借権を有する、(ト) 本件和解により Y が本件借地を買い受けても賃借権は消滅しないと考え、賃料は供託している、と主張した。

#### 〔設問〕

(1) 本件和解にはどのような効果が生じるか（配点：20点）。

(2) Y は、後訴において、いかなる理由から訴え却下の判決を求める旨の本案前の答弁をしたと考えられるか。Y が行った本案前の答弁の理由を明らかにしたうえで、その当否を検討しなさい。なお、訴訟上の和解の法的性質に関しては、訴訟行為の効果と私法行為の効果とを区別する見解（併存説または新併存説）に従うこと（配点：30点）。

(3) X は、本件和解の解除を主張するために後訴を提起するという手段を選んだが、この選択は適切であったか。訴訟上の和解により終了した訴訟について期日指定の申立てによる錯誤無効の主張を許容した判例（最判昭和 33 年 6 月 14 日民集 12 卷 9 号 1432 頁）の見解と比較しつつ、X が選択した手段の当否を検討しなさい（配点：30点）。